

春の叙勲

平成22年春の叙勲が発表され、南三陸町から2名の方が受章されました。



旭日双光章
[地方自治功勞]

及川国太郎 氏
(馬場)

昭和50年4月に歌津町議会議員に初当選以来、8期30年にわたり在職され、この間、平成3年4月から平成5年4月まで議会議長として在任し、議会権威の高揚と円滑な議会運営に努められ、地方自治の振興発展に貢献されました。



瑞宝単光章
[消防功勞]

高橋陽太郎 氏
(小森)

昭和41年に志津川町消防団に入団以来、43年間にわたり率先してその職務を遂行されました。平成13年から志津川町消防団副団長、平成19年から南三陸町消防団副団長を務めるなど、地域の消防力強化と災害防除に寄与されました。

倒産や解雇などによる失業者の方への国民健康保険税が軽減される制度が始まりました

平成22年4月から、倒産や解雇などの一定の理由により離職を余儀なくされた人の国民健康保険税の軽減制度が始まりました。

対象となる人

次のすべての要件を満たす方が対象です。

- ・平成21年3月31日以降に失業（離職）した方
- ・失業（離職）時点で65歳未満の方
- ・雇用保険受給資格者証をお持ちの方で、離職理由コードが次の番号に該当する方

32、33、34	11、12、21、22、23、31、
----------	--------------------

軽減内容

軽減に該当する方は、前年の給与所得を100分の30として算定します。

※事業所得や不動産所得など、給与以外の所得は対象になりません。

軽減期間

離職の翌日から翌年度末までの期間です。ただし、平成21年3月31日から平成22年3月30日までに離職された方は、平成22年度に限り国民健康保険税が軽減されます。

失業した日	軽減期間
平成21年3月31日～平成22年3月30日	平成22年4月～平成23年3月
平成22年3月31日～平成23年3月30日	離職の翌日～平成24年3月

※社会保険に加入するなど、国民健康保険を脱退すると軽減は終了します。

申請方法

対象となる方は、雇用保険受給資格者証と印鑑を持参のうえ、役場町民福祉課または歌津総合支所町民福祉課で申請手続きをしてください。この軽減は、申請がないと軽減されませんのでご注意ください。

問い合わせ
町民税務課医療給付係
☎46-1373
歌津総合支所町民福祉課
☎36-3923

農地の権利移動や転用の際は農地法の許可申請を忘れずに

農地の貸し借りや農地転用などをするときは、農地法の許可が必要です。必ず、地元の農業委員や農業委員会事務局に相談してください。

こんなときは申請や届出が必要です

- ◇農地の貸し借り・売買・贈与など
- ◇農地を農地のまま、耕作目的で権利移動するときは、農地法第3条の許可が必要になります。
- ◇農地の転用
- ◇自分名義の農地または自分名義以外の農地を買ったり借りたりして、宅地や駐車場を畑にする場合や2アール未満の農業用施設を設置する場合など、農地の現状を変更する場合は、農地の現状変更届の届出が必要になります。

※無断転用や計画どおりに転用しない場合は、工事の中止や原状回復等の命令がなされる場合がありますので注意してください。

農地制度が変わりました

農地法が改正され、昨年12月から施行されています。

◇改正のポイント

- ①農地の貸借規制が緩和され、農地を利用できる方の範囲が拡大されました。
- ②遊休農地に対する指導が強化されました。
- ③違反転用に対する罰則が強化されました。
- ④相続により農地を取得した場合に、農業委員会への届出が必要になりました。

問い合わせ 農業委員会事務局
☎46-1379

子ども手当現況届を受付します

子ども手当の現況届は、養育の状況及び加入保険などについて確認するものです。対象者には通知しますので、内容をよく確認のうえ提出してください。

◇現況届に必要なもの

- ・保護者の健康保険証と印鑑
- ※国民健康保険以外の方は、健康保険証の写しを提出してください。
- ・別居している18歳未満の児童がいる場合は、児童の住民票謄本

◇受付日程

【入谷地区（一区を除く）】

- ・日時 6月17日(木) 午前9時～昼12時
- ・場所 入谷公民館

【戸倉地区】

- ・日時 6月17日(木) 午後1時30分～4時30分
- ・場所 戸倉公民館

【歌津地区】

- ・日時 6月18日(金) 午前9時～午後4時30分
- ・場所 歌津保健センター

【志津川地区及び一区】

- ・日時 6月21日(月) 午前9時～午後4時30分
- ・場所 志津川保健センター

◇注意事項

- ・公務員の方は、勤務先での手続きとなります。
- ・4月から5月までに認定請求書または額改定請求書を提出された方は、今回の届出は必要ありません。

問い合わせ 町民税務課医療給付係
☎46-1373
歌津総合支所町民福祉課
☎36-3923

なぜなにシリーズ⑮

エコのコツ



今月は「環境月間・環境の日」と「出前講座」についてお知らせします。ごみの減量と資源化に努めるとともに、限りある資源を大切に使い、身近なところから環境保全についてみんなで考えていきましょう。

環境月間&環境の日

6月5日は環境の日です。これは、1972年6月5日からストックホルムで開催された「国連人間環境会議」を記念して定められたものです。国連では、日本の提案を受けて6月5日を「世界環境デー」と定めており、日本では環境基本法により「環境の日」が定められています。

また、6月の1カ月間を環境月間として、エコライフフェアなどの様々な環境に関する行事や取り組みが全国で行われています。環境の保全活動や啓発活動を通じて、一人ひとりが環境に関心と理解を持つことを目的に環境月間が設けられています。

※このコーナーで取り上げてもらいたいテーマやエコライフ出前講座の申し込みは、環境対策課までご連絡ください。

◇問い合わせ 環境対策課 ☎46-5528 FAX46-5529 Eメール s-kanri@town.minamisanriku.miyagi.jp

皆さんの疑問にお答えします！ ～エコライフ出前講座～

町では、環境全般についての出前講座を実施しています。「ごみの分別方法」や「エコライフ」に関することなど、皆さんが日ごろ疑問に思っていることなどに環境対策課の職員が直接出向いてお答えしますので、お気軽に申し込みください。

- ◇対象者 行政区や団体など
- ◇日時・場所 希望する日時や場所に職員が出向きます。
- ◇その他 申し込みの際に、疑問点や説明してほしいテーマをお知らせください。また、資料準備の都合がありますので、お早めに申し込みください。